

島田市出産・子育て支援事業の開始について

市は、国の「出産・子育て応援交付金」を活用するとともに、平成31年4月から導入している島田市版ネウボラによる担当保健師制を活かし、妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実と経済的支援を行う「島田市出産・子育て支援事業」を開始しました。

1 事業開始日 令和5年1月1日

2 事業概要

①伴走型相談支援

妊娠や低年齢期（特に0～2歳）の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信により必要な支援につなぐ取り組みを行います。

②経済的支援

妊娠届出をした人や出産後の児の養育者に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に係る負担軽減を図る経済的支援を行います。（計10万円相当）

●妊娠届時 ⇒ 出産応援金（5万円） ●出産後 ⇒ 子育て応援金（5万円）

3 実施方法

①伴走型相談支援

島田市版ネウボラによる担当保健師が、妊娠届出時、妊娠8か月前後、乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）時に面談を実施し、身近な存在として相談に応じます。

②経済的支援

●出産応援金

妊娠届時に担当保健師と面談を行い、申請（電子）を受け付け、現金給付（5万円、口座振込）を行います。

●子育て応援金

出産後に担当保健師が赤ちゃん訪問（生後約1か月半に実施）を行い、申請（電子）を受け付け、現金給付（5万円、口座振込）を行います。

※遡及適用について（給付対象：令和4年4月1日以降に出産した人）

- ・事業開始前に赤ちゃん訪問が終了した人へは、アンケートを実施し、両応援金の申請（電子）を受け付け、10万円を支給します。
- ・12月末までに妊娠届を出した人で出産予定日が2月15日までの人は、出産後の赤ちゃん訪問の際に両応援金の申請（電子）を受け付け、10万円を支給します。
- ・出産予定日が2月16日以降の人は、4年度において、アンケートを実施し、出産応援金の申請（電子）を受け付け、5万円を支給します。（子育て応援金は5年度に支給）

4 その他

- ・遡及適用者へは「しまいく+」等により案内、アンケート調査等を行い申請につなげます。
- ・転入者においては、重複支給とならないよう、自治体間で確認と調整を行います。